

西多摩衛生組合 人事行政の運営等の状況の公表について（16年度）

西多摩衛生組合における人事行政の運営等の状況について、地域住民の皆さまに広く知っていただき、この公正性と透明性を高めるため、「西多摩衛生組合 人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、前年度における職員の任免状況、給与の支給状況、勤務条件などについて、その概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成16年度は職員採用を実施しておりません。

(2) 職員の退職の状況

(単位：人)

区分	定年退職	勸奨退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
16年度	2	0	0	0	0	2
15年度	4	0	0	0	0	4

(3) 役職別職員数

(単位：人)

区分	局長	課長	課長補佐	係長・主査	主任	係員	合計
16年度	1	3	2	9	6	8	29
15年度	1	4	2	10	8	8	33
増減	0	1	0	1	2	0	4

2 職員の給与の状況

給与の詳細については、別に公表している「西多摩衛生組合の給与・定員管理等について」をご覧ください。

(1) 職員給与費の状況（普通会計予算）

(単位：千円)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
16年度	29人	134,914	42,613	65,384	242,911	8,376
15年度	33人	152,890	52,430	74,456	279,776	8,478

備考 1 職員手当には退職手当・児童手当は含まれていません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

(単位：円)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
16年度	390,095	506,667	48.3	341,762	433,072	48.0
15年度	391,865	513,847	48.4	348,860	478,745	49.6

備考 1 平均給料月額とは、4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の正規の勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、1日につき8時間、1週間当たり40時間を原則としています。

ただし、職務の性質により前記により難しいときは、休憩時間を除いて、4週間を超えない期間につき、1週間当たり40時間とする正規の勤務時間を別に定めることができます。

なお、1日における勤務時間の割り振りは下表のとおりです。

8:30	12:00	12:45	13:00	15:00	15:15	17:15
		休憩	休息		休息	

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があり、休暇制度の他に育児休業制度があります。

① 年次有給休暇

1年につき最高20日間付与され、その年に使用しなかった日数がある場合、総付与日数40日を上限として、20日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

(単位：人)

区分	平均消化日数
平成16年1月1日～12月31日	19.7
平成15年1月1日～12月31日	21.0

② 病気休暇

勤労意欲があっても負傷または疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた休暇制度です。

(単位：人)

区分	男性職員	女性職員	合計
平成16年度	4	0	4
平成15年度	5	0	5

③ 特別休暇の種類

公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健検診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、子の看護休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇およびリフレッシュ休暇があります。

平成16年度においては、慶弔休暇、夏季休暇を除く取得実績はありません。

④ 介護休暇

配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むことに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇制度です。

平成16年度における取得実績はありません。

⑤ 育児休業

地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、3歳に満たない子の養育を目的とした休業制度です。

平成16年度における休業実績はありません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持と向上を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、任命権者が職員の意に反して、降任、免職、休職の処分を行うものです。

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	0	0
その他適格性の欠如	0	0		0
職制・定数の改廃など	0	0		0
刑事事件に関する起訴			0	0

(2) 懲戒処分

地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持を目的に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任と問うための処分で、任命権者が職員に対して、戒告、減俸、停職、免職の処分を行うものです。

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法律に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないというサービスが規定されています。また、法律や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(単位：人)

区分	違反数
法令等及び職務命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の禁止	0
争議行為等の禁止	0
営利企業等への従事制限	0

6 職員の研修の状況

地方公務員法では、職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、職員に研修を受ける機会を与えなければならないと規定されています。主に東京都市町村職員研修所への派遣研修、労働安全衛生委員会での安全講習会などを行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が西多摩衛生組合職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合となっています。

また、厚生福利制度とは別に職員の公務上の災害、通勤時の災害により、職員が負傷等または死亡した場合などの補償を目的として公務災害補償制度が規定されています。

(1) 厚生福利制度

実施主体	内容
職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施しており、この事業は西多摩衛生組合から交付される負担金と職員の会費を財源として運営しています。
東京都市町村職員共済組合	大別して、職員及びその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡等に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の3種類の事業を実施しています。東京都市町村職員共済組合の運営費用として共済組合員である職員の掛金と、使用者である西多摩衛生組合から法定負担率による負担金を納めています。

(2) 公務災害補償制度

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度
公務災害	0	0
通勤災害	0	0

8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求および不利益処分の不服申立てに対する審査・判定および裁定など必要な措置を講ずるために設置された行政委員会です。

職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求すること、また、懲戒その他、意に反する不利益な処分に関し不服申立てをすることができます。

(単位：件)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度
勤務条件に関する措置要求	0	0
不利益処分に関する不服申立て	0	0